

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府民生委員の定数に関する条例に規定する定数を定める規則の一部を改正する規則 (地域福祉推進課)	127
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)	128
○京都府警察手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (警察本部生活安全企画課)	〃
告 示	
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (山城北保健所)	129
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除 (〃)	130
○農用地利用配分計画の認可 (経営支援・担い手育成課)	〃
○特定水産資源(くろまぐろ(大型魚))に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更 (水産課)	〃
○道路の供用開始 (乙訓土木事務所)	131
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の変更 (住宅課)	〃
公 告	
○土地改良区役員の就退任届 (農村振興課)	〃

○都市計画道路事業の施行 (道路建設課)	132
○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	〃
○都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (乙訓土木事務所)	〃
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (中丹西土木事務所)	〃

公 安 委 員 会

○銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者等に対する指示手続に関する規則の一部を改正する規則	133
○一般競争入札の実施	〃

選 挙 管 理 委 員 会

○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	135
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	〃

正 誤

○令和3年9月17日付け京都府公報第243号中	136
-------------------------	-----

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

- 京都府民生委員の定数に関する条例に規定する定数を定める規則の一部を改正する規則
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 京都府警察手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

令和4年3月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第7号

京都府民生委員の定数に関する条例に規定する定数を定める規則の一部を改正する規則

京都府民生委員の定数に関する条例に規定する定数を定める規則(平成27年京都府規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1号中「276人」を「278人」に改め、第2号中「288人」を「289人」に改め、第3号中「145人」を「146人」に改め、第4号中「311人」を「316人」に改め、第6号中「199人」を「200人」に改め、第9号中「147人」を「146人」に改める。

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

京都府規則第8号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年京都府規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「同項」を「同項第1号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第49条第2項第3号に規定する規則で定める書

類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築基準法施行細則(昭和36年京都府規則第27号)別表第1の1の表の1の項の(1)及び(2)に規定する図書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 第2条第1号中「(昭和36年京都府規則第27号)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府規則第9号

京都府警察手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の30の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同項の(1)中「同項第1号」を「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号」に、「許可の場合」を「同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の場合」に、「に他の同号の規定による」を「に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の」に、「許可の申請に」を「猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に」に改め、同項の(2)中「に他の同項」を「に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項」に改め、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

<p>(2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定によるクロスボウの所持の許可の場合</p>		<p>1件につき 6,800円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請に対する審査にあつては、4,300円）</p>
---	--	--

別表第1の31の項の次に次のように加える。

<p>31の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項の規定によるクロスボウの取扱いに関する講習会の開催</p> <p>(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>クロスボウ講習会 手数料</p>	<p>1件につき 3,000円</p> <p>1件につき 6,900円</p>
---	-------------------------	---

別表第1の33の項中「の銃砲」を「の銃砲等」に、「国際競技参加入国外国人銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「国際競技参加入国外国人銃砲等刀剣類所持許可申請手数料」に、「に他の同項」を「に他の銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項」に改め、同表の34の項中「銃砲又は刀剣類の」を削り、「銃砲刀剣類所持許可証書換手数料」を「銃砲等刀剣類所持許可証書換手数料」に改め、同表の35の項中「銃砲又は刀剣類の」を削り、「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等刀剣類所持許可証再交付手数料」に改め、同表の36の項中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、「猟銃等所持許可更新手数料」を「猟銃等又はクロスボウ所持許可更新手数料」に改め、同項の(1)中「伴う」を「伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の」に、「の同法」を「の銃砲刀剣類所持等取締法」に改め、「よる」の右に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項の(2)中「伴わない」の右に「銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の」を加え、「に他の同項」を「に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項」に改め、「よる」の右に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、「同号」を「同法第4条第1項第1号」に、「当該同項」を「当該同法第7条の3第1項」に改め、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の場合		1件につき 7,200円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査にあっては、4,800円）
--	--	---

別表第1の36の項に次のように加える。

(4) 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の場合		1件につき 6,800円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査にあっては、4,400円）
--	--	---

別表第1中38の項を37の6の項とし、同項の次に次のように加える。

38 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定によるクロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料	1件につき 9,300円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定による射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定による射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査にあっては、5,600円）
--	--------------------	---

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。

告 示

京都府告示第112号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和4年3月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
宇治市小倉町老ノ木46の1の一部(次の図に示す部分に限る。)	鉛及びその化合物

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。



京都府告示第113号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和4年3月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称	指定を解除する区域	講じられた汚染の除去等の措置
令和3年京都府告示第296号	八幡市八幡澤1の一部、2の一部、6の一部、7の一部、7の1の一部、8の一部、9の一部、29の一部、30の一部及び31の一部（次の図に示す部分に限る。）	鉛及びその化合物、六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物	八幡市八幡澤1の一部、2の一部、6の一部、7の一部、7の1の一部、8の一部、9の一部、29の一部及び30の一部（次の図に示す部分に限る。）	土壤汚染の除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第114号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可した。

令和4年3月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住所地の市町村	
令和3年度	第58号	井上 雅晶	南丹市	南丹市日吉町四ツ谷東谷上26

2 認可した日

令和4年2月24日



京都府告示第115号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和4年2月22日変更した。

令和4年3月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）	京都府定置漁業	30.5 t
	第Ⅰ期間 （令和3年4月1日から同年11月30日まで）	5.56 t
	第Ⅱ期間 （令和3年12月1日から令和4年3月31日まで）	24.94 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	0.1 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	3.1 t
	留保	1.7 t



京都府告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和4年3月4日から令和4年3月18日まで縦覧に供する。

令和4年3月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 奥海印寺納所線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前61から 長岡京市友岡川向イ151まで	令和4年3月4日

- 4 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第117号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人から変更の届出があった。

令和4年3月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

住宅確保要配慮者居住支援法人の名称	住所	支援業務を行う事務所の所在地	変更年月日
株式会社たくみ	城陽市寺田東ノ口55の3	新 宇治市小倉町南堀池110の65	令 4. 3. 1
		旧 城陽市寺田袋尻27の25	

公 告

洛西土地改良区の役員の就退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり就退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和4年3月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市西京区桂乾町75	近 藤 永太郎

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市西京区桂上野北町146	津 田 孝 男

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市西京区桂上野北町146	津 田 孝 男
〃 〃 桂久方町83の2	中 村 安 良

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市西京区桂乾町75	近 藤 永太郎



都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により事業計画の変更の認可の告示（令和4年近畿地方整備局告示第31号）があった京都都市計画道路事業の概要は、次のとおりである。

令和4年3月4日

施行者 京都府

代表者 京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画道路事業

3・5・14号 御陵山崎線

3・4・16号 神足花山線

2 施行者の名称

京都府

3 事務所の所在地

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府建設交通部道路建設課

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



向日市から京都都市計画地区計画（向日台地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年3月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊



向日市から京都都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府乙訓土木事務所において縦覧に供する。

令和4年3月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊



向日市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府乙訓土木事務所において縦覧に供する。

令和4年3月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年3月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

福知山市字長田小字花フリ8347の1

（関連区域）

市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

朝来市和田山町法道寺27の1

株式会社旭運送

公 安 委 員 会

銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者等に対する指示手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

京都府公安委員会
委員長 森 洋 一

京都府公安委員会規則第3号

銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者等に対する指示手続に関する規則の一部を改正する規則

銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者等に対する指示手続に関する規則（平成4年京都府公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者等に対する指示手続に関する規則

第1条中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持者等」を「銃砲等又は刀剣類の所持者等」に改める。

第2条第1項及び第2項中「銃砲刀剣類所持者等」を「銃砲等又は刀剣類の所持者等」に改める。

別記様式第1号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和4年3月4日

京都府警察本部長 上 野 正 史

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
グループウェアシステム更新の賃貸借 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 賃貸借期間
令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

- (4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2238

- (2) 仕様書の交付場所

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部情報管理課

電話075-451-9111 内線2416

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和4年3月4日（金）から令和4年3月31日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和4年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和4年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」

- (3) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。

- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において

示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(3)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和4年3月4日（金）から令和4年3月22日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和4年4月18日（月）午前10時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和4年4月15日（金）

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

免除する。

8 入札の執行

この入札に係る令和4年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

9 その他

- (1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be leased

Lease contract for Groupware system, 1 set

- (2) The time, date and place for tender

10:00 AM Mon., 18, Apr, 2022

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

- (3) Time-limit for tender by mail

Fri., 15, Apr, 2022

- (4) The time, date and place for the opening of tender

10:00 AM Mon., 18, Apr, 2022

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

- (5) Contact point for the notice

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2238

選挙管理委員会

京都府選挙管理委員会告示第9号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月4日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

42,017人

京都府選挙管理委員会告示第10号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和4年3月4日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

362,604人

京都府選挙管理委員会告示第11号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月4日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

北	区	30,490人
上	京区	21,121人
左	京区	41,607人
中	京区	29,498人
東	山区	9,716人
山	科区	36,721人
下	京区	21,546人
南	区	27,167人
右	京区	54,025人
西	京区	40,764人
伏	見区	75,181人
福	知山市	21,132人
舞	鶴市	22,273人
綾	部市	9,208人

宇治市及び久世郡	55,484人
宮津市及び与謝郡	11,494人
亀岡市	24,478人
城陽市	21,377人
向日市	15,728人
長岡京市及び乙訓郡	26,869人
八幡市	19,483人
京田辺市及び綴喜郡	23,519人
京丹後市	15,090人
南丹市及び船井郡	12,743人
木津川市及び相楽郡	33,572人

正 誤

令和3年9月17日付け京都府公報第243号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
700	右	上から8	株式会社アーバンミラー	大黒天物産株式会社
		上から11	大阪市東淀川区上新庄二丁目4番14号1F	倉敷市堀南704番地5
		上から16	乾 彰宏 ほか4業者	大賀 昭司 ほか3業者